

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

令和6年1月4日

広島県東部総務事務所長 上 平 毅

県一般6第2号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県福山庁舎清掃業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

福山市三吉町一丁目1番1号

広島県福山庁舎

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内 容	
技術評価	業務実績	業務実績、研修の実績・計画等、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業登録	
	実施体制	実施体制及び作業計画、資格者配置	
	「自主点検・評価」体制	「自主点検・評価」の計画、資格者による「自主点検・評価」、「自主点検・評価」による業務改善の実績、苦情処理体制、清掃発注仕様の改善提案	
政策評価	障害者就労支援	本業務における取組	本業務への新規雇用、専任支援員の配置及び継続就労の支援体制

		企業としての取組実績	障害者雇用人数、障害者雇用率、障害者平均勤続年数、就労施設からの物品調達
	法令遵守	労務管理	社会保険の加入状況、労働者の賃金水準
	社会的責任等	仕事と家庭の両立支援への取組	次世代育成支援対策推進法による行動計画の届出、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録及び育メン休暇制度応援制度登録

(2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別表のとおりとする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「51A施設清掃」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業又は同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (6) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (7) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「51A施設清掃」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (8) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上

記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁舎南館1階)

電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

6 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号

広島県東部総務事務所総務課(広島県福山庁舎第三庁舎3階)

電話(084)921-1201(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年1月19日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年1月26日（金）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年2月22日（木） 午後5時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する入札書及び技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月26日（月） 午前9時

イ 場所

福山市三吉町一丁目1番1号

広島県福山庁舎第三庁舎3階入札室

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「51A施設清掃」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (4) 上記(7)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び技術評価等資料を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和6年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和7年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号
広島県東部総務事務所総務課（広島県福山庁舎第三庁舎3階）
電話（084）921 - 1201（ダイヤルイン） ファクシミリ（084）921 - 1364
メールアドレス sjesoumu@pref.hiroshima.lg.jp

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Cleaning of Hiroshima Prefectural Fukuyama building
- (2) Fulfillment period: From 1 April 2024 through 31 March 2027 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
- (3) Fulfillment place: 1-1 1-chome, Miyoshicho, Fukuyama City 720-8511 Japan
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm, 19 January 2024
- (5) Time-limit for tender: 5:00 pm, 22 February 2024
- (6) Contact point for the notice: Hiroshima Prefectural Eastern Office of General Affairs, General Affairs Division
1-1 1-chome, Miyoshicho, Fukuyama City 720-8511 Japan
TEL 084-921-1201 (direct dialing) FAX 084-921-1364
E-mail sjesoumu@pref.hiroshima.lg.jp

各評価項目における評価基準

業務名		広島県福山庁舎清掃業務			
業務場所		福山市三吉町一丁目1番1号 広島県福山庁舎			
業務概要		清掃業務			
項目		評価基準		配点	
価格評価			<ul style="list-style-type: none"> ・価格評価点は次により算出する。 (低入札基準価格/入札価格) × 100 ・ただし、入札価格が低入札基準価格以下の場合 は100点とする。 ※低入札基準価格は、最低賃金により算出する。 	100.0	
	技術評価	業務実績	業務実績	過去3年間の同種同規模の業務実績を評価	6.0
研修の実績・ 計画等			研修体制・体系・規程・計画の整備	3.0	
			過去1年間の研修実施回数	3.0	
ビル管法 (事業登録)		建築物環境衛生総合管理業(8号登録)の評価 (業務を所管する営業所の事業登録)	2.0		
実施体制		経営状況【必須】	安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価 ※経営破綻等により業務の不履行が生じないかを評価	3.0	
		実施体制	実施体制(配置従業者数の評価を含む)を評価 (作業計画も併せて評価)	3.0	
		資格者配置	配置予定資格者(清掃作業監督者)の確保の評価 ※清掃作業監督者の当業務への従事時間を評価	2.0	
			配置予定資格者(ビルクリーニング技能士)の確保の評価 ※当業務に常駐するビルクリーニング技能士数を評価	2.0	
※配置予定者計画表(様式3)の実施体制(配置予定者等)と、入札金額積算内訳書の給与(人件費)との整合性が取れない場合は、失格とする。 ※「作業計画表」「業務実施体制図」「配置予定者計画表」の提出がない者は、失格とする。					
「自主点検・評価」体制		「自主点検・評価」の計画・実績	本業務に対する独自の「自主点検・評価」体制の計画の評価	6.0	
	建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)による「自主点検・評価」体制の評価		6.0		
	「自主点検・評価」による業務改善の実績を評価		4.0		
	苦情処理体制	苦情処理体制を評価 ①ISO9001認証を評価 ②苦情処理要領(マニュアル等)の整備状況の評価 ※①の提出があれば②の加点は行わない。	6.0		
	品質の維持・向上	清掃発注仕様の改善提案	4.0		

政策評価	障害者就労支援	本業務における取組	本業務への新規雇用	本業務に従事する予定の障害者の新たな雇用人数に応じて評価 (令和6年4月1日までに雇用予定の人数)	4.0	
			継続就労の支援体制	本業務に従事する障害者のための専任支援員の配置及び就労支援・継続就労に関する提案の評価 ※次の事項に関する提案内容を総合的に評価 ①専任支援員の配置計画 ②現場作業に対する具体的かつ実施可能な支援の提案 ③企業におけるこれまでの継続就労に対する取組状況 ④職場定着のための支援体制に関する企業の取組計画	16.0	
		企業としての取組実績	障害者の雇用状況	企業全体の障害者雇用人数の評価 (令和5年6月1日基準)	4.0	
				企業全体の障害者雇用率の評価 (令和5年6月1日基準)	6.0	
	企業全体の障害者平均勤続年数の評価 (令和5年6月1日基準)			6.0		
			就労施設からの物品調達	県内の障害者就労施設等からの物品等(印刷や役務提供も含める)の調達の評価	4.0	
	法令遵守	労務管理	社会保険の加入状況【必須】	本業務に従事する予定の従業員の社会保険の加入状況	3.0	
			労働者の賃金支払【必須】	本業務に従事する予定の従業員の賃金水準	3.0	
	社会的責任等	仕事と家庭の両立支援	仕事と家庭の両立支援への取組	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出を評価	2.0	
				「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録」・「育メン休暇制度応援制度登録」状況の評価	2.0	
	合 計					200.0
	価 格 評 価 点 の 配 分 点					100.0
	技 術 評 価 点 の 配 分 点					50.0
	政 策 評 価 点 の 配 分 点					50.0
価格評価点	価格評価の点数				100/200	
技術評価点	技術評価の合計点				50/200	
政策評価点	政策評価の合計点				50/200	
評価値	価格評価点+技術評価点+政策評価点				200/200	

※端数処理については、小数点以下第1位を切り捨てとする。

※必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。